

Title	公共團體即ち國家の概念
Sub Title	公共團體即國家の概念
Author	山崎, 又次郎(Yamazaki, Matajirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1923
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.2, No.2 (1923. 7) ,p.36- 54
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19230713-0036

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公共團體即ち國家の概念

山崎 又次郎

既に述べた様に、政治學なるものが公共團體即ち國家と對照とするものであるからして、私共は先づ第一に公共團體即ち國家なるものが如何なるものであるか、換言すれば公共團體即ち國家の概念 (Concept) を會得し、而して之が定義を下さなければならぬのである。蓋し公共團體即ち國家の概念は時及び場所に從つて自ら異なつて居る。而して其概念の相異に因つて、政治學の研究的範圍も亦自ら相異すると云ふことは、實に已むを得ない次第である。

一般に古代に於ては、公共團體即ち國家と云へば血屬的團體であつた。所謂種族的或は氏族的團體であつた。而して近世に於けるが如き領土的意味を有せなかつたのである。何故なれば、政治的團體 (body politic) の最も古い基礎は、メインが云つた様に、地方的連續 (local contiguity) へ非ずして、血族的關係 (kinship in blood) に在つたからである。従つて外來人は此等の政治的團體に於て原則として排斥せられ

たのである。古代希臘人が夷狄 (*Barbaroi*) なる名稱の下に彼等を蔑視したること⁽¹⁾、又羅馬人の所謂客人 (*Hospes*) 及び敵人 (*Hostis*) なる言葉が其語源を同じうしたること⁽²⁾、更に又我國の古代に於て部曲⁽³⁾「ともへ」又は「むれ」或は賤民なる階級の存在したること⁽⁴⁾の皆之を證明するものである。而して此等の血屬的關係を有して居ない所の者は殆ど其政治的團體の部員として取り扱はれないで、而も奴隸として取り扱はれたのである。

(1) 我國の所謂「氏」(うぢ)なる言葉は内(うち)生(なま)筋(すぢ)みすぢ、又は生地(うぢ)みぢの意味であつて、何れも血族的關係を表したる言葉である。

(2) Maine, II, Ancient Law, chap. v.

(3) *Ἰασηλικῶν ἐκκλησιῶν ἄρχων ἕκαστος, ἀλλ' οὐ Ἰασηλικῶν, ἰσὶ τῷ ἐκκλησιῶν, τὸ πρὸς τὰς ἀσθῆνας, οἱ ἐκτελεστοί.* — *Εκκλησιῶν, Iphigenia in Aulis*, 1400-01.

(4) Phillipson, *The International Law and Custom of Ancient Greece and Rome* (1911), pp. 215, 216.

(5) 福田徳三、日本經濟史論(坂西由藏譯)、三十二頁。竹越與三郎、日本經濟史、第一卷、第六章、百十五頁。

そこで古代希臘の政治的思想は據れば、公共團體即ち國家なるものは血屬的關係を有する所の市民の團體であつて、希臘人は之を *κόινον* と呼んだのである。 *κόινον* なる言葉は都市の意味であつて、私共の所謂都市國家である。彼等に於ては、獨逸

語の *Landstaat* 又は *Flächenstaat* と云つた様なる、近代的の領土的或は地方的國家は全然了解せられないで、徹頭徹尾、都市的觀念を脱せなかつた。従つて希臘人の創造したる政治學は都市國家の範圍を出でなかつたのである。同様にして羅馬人に於ても亦、公共團體即ち國家は都市であつて、彼等は之を *civitas* 或は *res publica* と呼んだ。而して *civitas* と云ふ言葉は丁度、希臘語の *polis* に相當するものであつて、市民の團體を意味するが、*res publica* は之を客觀的に觀たものであつて、市民の共有物なる意味を有するものである。従つて其意味は前者よりも更に廣汎にして、市民及び市民の幸福をも亦意味するのである。希臘語に於ては丁度 *κοινον* に相當するものである。そこで羅馬人が公共團體即ち國家と云へば、それは羅馬の都市のことであつて、此都市の屬領たるに過ぎなかつた所の伊太利、及び其他の領土を云はないのである。恰も希臘人の祖國 (*πατρίς*) が希臘でなくして亞典であつた様に、彼等に於ても亦、其祖國 (*patria*) は伊太利及び其他の領土ではなくして、實に羅馬の都市其者であつたのである。乍併、羅馬人は希臘人の如く都市的觀念を固執せなかつた。蓋し彼等は元來、商業的國民よりも寧ろ農業的國民であつた。而して彼等の政治的生活の根柢は都市國家に非ずして、依然として民族的或は種族的團體

であつたのである。都市は唯彼等の城砦たり、市場たるに外ならなかつたのである。従つて古代伊太利の都市は希臘都市に於けるが様に個々獨立することなく、其當初から互に聯合する傾向を有して居つた。而して羅馬の覇權が伸張すること共に、其市民權を擴張して終に全帝國に及ぼすに至つたのである。斯の如くにして羅典都市の觀念は一種特別なる發達を爲した。羅馬の都市は實に羅馬帝國の中心と爲つて之を支配し、而して之に地方的なるよりも寧ろ都市的なる色彩を與へたのである。そこで羅馬に於ては希臘の如き都市國家の觀念發達せないうで、單に羅馬市民權を有する所の「特權者ノ同種的團體」(a homogeneous mass of privileged persons)たる「世界的帝國」(imperium mundi)の觀念が現れたのである。而して此「世界的帝國」の觀念は漠然として、神聖羅馬帝國と云ふ名稱の下に、久しく歐洲政治の根底に於て存続したのである。のみならず、今日用ゐられて居る英、佛語の empire 及び伊太利語の impero は、何れも皆羅典語の imperium に由來して居るのである。蓋し imperium なる言葉は元來、國家的權力なる意味を有するものであつたけれども、アウグスツス以後「帝國」なる意味をも亦加味せられたのである。乍併羅馬帝國は、上に述べた様に、羅馬都市の帝國であつた。而して其基礎が依然として民族的或

は種族的團體であつて、帝國の覇權は實に廣汎なる範圍に適用せられた所の家父權(patria potestas)であつたのである。今日、私共の所謂帝國なるものは決して斯の如きものではない。例へば、私共が英帝國と云ふ時には、それは決して倫敦と云ふ都市の帝國を意味せない。それは都市的なるよりも寧ろ地方的である。而して帝國の基礎は氏族又は種族に非ずして、アングロサクソンなる民族である。要するに古代希臘及び羅馬の公共團體即ち國家に對する概念は孰れも民族的或は種族的團體から出發して、一方は其家長主義(patriarchal principles)を極端に固執して都市國家と爲り、他方は之を途中で放棄し、否之を變形せしめて都市的色彩を有する所の「世界的帝國」と爲つたのである。

⑤ Η δὲ πλεονων κοινῶν κοινωμία τέλειος πόλις ἢ δὴ, πόλις ἐγούσα πέρας τῆς ἀνταρπείας, ὡς κτὸς εἰπεῖν, ἴσοι μὲν οὖν τοῖς ἐργασίαις, ὅσα δὲ τοῖς εἶναι. — Aristotle, Politics, I, 2. 8; ὁμοίως καὶ πόλις ἢ μὲν ἐξ ἀλλήλων κτὰ οὐκ ἀνταρπείας (ἢ δὲ πόλις ἀνταρπείας), ἢ δὲ ἐκ πολλῶν ἕκαστων ἐκείνων μὲν ἀνταρπείας ἀντιπείρας, δὲ πρὸς ἑαυτοὺς, ἀλλ' οὐ πόλις. πολιτικῶν γὰρ οὐ βίβλιον ἐπιφέρειν. τίς γὰρ ὑπαρχὸν βόταν τοῖς κτὰ ἐπιβόλιοντος πηχίθους, ἢ τίς κτήπος μὴ ὑπερβόλιος; — Ib., VII, 4 & 6.

⑥ “Est res publica res populi; populus autem non omnis hominum coetus, quoquo modo congregatus, sed coetus multitudinis iuris consensu et communitate utilitatis sociatus.” Cicero, De Republica, Lk. I, 25; “Civitas, quae est

constitutio populi.....respublica, quae ut dixi populi res est...”-Ib., bk. i., 26. res publica は共和國を稱せられたるけれども、古代の共和國は專制政治でない限りは、王國をも包含して居るの事もある。即ち英語の commonwealth は commonwealth に相當して居るのである。

(8) Emperor Caracalla's Act, A. D. 212; “The earlier and fuller establishment of the Federal principle in Italy, the greater readiness in communicating the franchise to allies and subjects, both worked to the same end. And I suspect that both of these were different results of the same cause, and that that cause was that the clan feeling, the tribe feeling, had by no means so wholly given way to the city feeling as it did in Greece.”-Freeman, E. A., *Comparative Politics*, pp. 99, 100.

(9) “The Roman Empire was mainly an aggregate of cities which was originally independent states.”-Bury, J. B., *History of the Later Roman Empire*, Vol. I., p. 31.

(10) Arnold, W., *Roman Provincial Administration*, p. 42.

(11) 私の知れる範圍に於ては、羅典語の imperium に「帝國」なる意味を附け加へたる者はホラチウス及びタチウスであつて、何れにしてもアウグスティヌス以後のことである。

之に反して、近世國家の概念は都市的に非ずして、全く地方的或は領土的である。蓋し既に述べたるが如く、羅馬の「世界的帝國」の概念が神聖羅馬帝國なる名稱の下に、久しく歐洲政治の根底を爲して居つたけれども、實際に於ては、其間既に他の新しい政治的觀念は萌芽して居つたのである。即ち、あの羅馬諸州に侵入した所のチエートン民族は封建制度の根本的關係を發達せしめ、而して近世國家の基礎と爲

るべき「民族的存在ノ兩極タル國王及び領土ノ概念」⁽¹⁾を齎すに至つたのである。

近世國家の概念は斯の如くにして幾多の國家が併立し、互に一定の土地を領有して、初めて生じたるものである。獨逸語の所謂 Landtag, Landesstaatsrecht 及び Landesgesetz は何れも皆、此新しい概念を表現して居るのである⁽²⁾。乍併、此點に於て東洋諸國、殊に支那の如きは西洋諸國より早く——而も殆ど同様の經路を辿つて——地

方的或は領土的觀念に到達した様である⁽³⁾。支那が最初、歐羅巴人に對する治外法權 (exteriority) を認めず、戰敗の結果、已むを得ず之を認めるに至つたと云ふことは、要するに此事實を證明するものである。蓋し當時、西洋諸國に於ても亦、此觀念は既に存在して居たのであるが、曩に近世國家の發達を助長したる封建制度の内部に潜在して居つた所の民族的或は種族的觀念が今や之を阻害するに至つた結果、未だ確乎たる基礎の上に發達して居なかつたのである。又我國の如きは元來、都市的國家ではない⁽⁴⁾。之は日本語の「國くに」に「久爾くわに」と云ふ言葉が地域⁽⁵⁾、或は都市に對する地方即ち田舎⁽⁶⁾の意味を有したることに據つても明白である。兎に角、近世國家の概念は斯の如く地方的或は領土的と爲つたのであるけれども、今日に於ても猶ほ古代の同種觀念の餘燼が殘存して居ないとは謂へないのである。例

へば、外國歸化 (expatriation) の問題の如きはそれであつて、今日、我國を初め、瑞西、佛蘭西等の諸國は、何れも外國に居住する自國民、又は其國に於て出生した所の自國民の子に對して、本人の意思に反し、且當該外國の要求を拒んでも出來るだけ、自國の主權を保持せんとして居るのである。一般に此等の諸國は或る一定の條件——概ね兵役の義務——が遂行せられなければ外國歸化なるものを認めないのである。是は勿論古代の同種觀念の殘存して居ることを證明するものであるが、乍併、今日に於ては既に其内容に於て變化を來して、最早古代の様に民族的或は種族的に非ずして民族的と爲つて居るのである。而も外國歸化が一般に兵役の義務を遂行せなければ認められないと云ふことは、要するに斯の如き同種觀念を有する所の近世國家が遺憾ながら軍國主義の上に立つて居ることを裏書きするものである。

(12) Amos, S., *The Science of Politics*, p. 64.

(13) Jeinek, G., *Das Recht des modernen Staates*, Bd. I. (2. Aufl.), S. 125.

(14) E. T. Williams, Report (submitted to the San Diego Conference on the Problems of the Pacific, August, 1920).

(15) 福田徳三、日本經濟史論、坂西由藏譯、百六十四頁。

- (16) 「ちばのかづぬを見れば、もちだるやにはも見ゆ、久爾のほも見ゆ。」——古事記、中。
- (17) おほきみのまけのまにまに、ひなさかる國治めにさむら鳥の朝たちゆけば。」

——萬葉集、十三。

そこで私は、近世國家の概念が上述の如く地方的或は領土的であると共に、武斷的にして且民族的であることをも亦説明せなければならぬ。蓋し近世國家が軍國主義的組織團體であると云ふことは今日私共の最も遺憾とする所であるが、それは事實であるから如何ともすることが出来ないものである⁽¹⁶⁾。即ち近世國家の建設者たるチュートン民族が羅馬帝國に殺到した當時は、何れも數個の氏族より成る所の戰隊(warband)であつた。而も彼等の名稱は、例へばフランク人の Frank なる言葉が「戰士」を意味し、又サクソン人の Saxon が「武人」(salsman)を、アラマン人の Alamann が「夷狄」或は「侵入者」を意味したる様に、何れも皆軍事的意味を有して全く人種的意味を有せなかつた⁽¹⁷⁾。彼等に於ては國家は即ち戰隊であつたのである⁽¹⁸⁾。成る程、羅馬も亦、武を以て鳴つた。乍併羅馬の武將に對する其部下の服従は個人としての武將に對するよりも、寧ろ羅馬家族制度の家父權を取り入れたる羅馬帝國に對する服従であつた。之に反してチュートン民族に於ける武將と其部下との關係は全

然個人の服従の關係であつたのである。勿論、民族的或は種族的因襲が猶ほ依然として存在して居つて、此等の武將も亦種族的王號を僭稱した。乍併、既に種族的或は民族的合同が行はれて一個の戰隊を成したる以上、其主長たる者は血族的關係よりも寧ろ個人的能力に因つたのである。而して此等の主長の切望したる所も亦勢種族的或は民族的觀念を超越して優秀なる個人を出來るだけ多く其部下とすることに在つたのである。兎に角、此等の武將は其部下を率ゐて戰爭を事とし、而して征服併合に依つて廣大なる土地を領有するに至つて單に一偏の武辯たるに止らず、更に政治家的素質を兼ね備へるに至つたのである⁽¹⁾。「戰爭ハ國王ヲ生ズ」とは實に此事を云つたのである。斯の如くにして近世國家は殆ど總て舉國皆兵主義を採つて、國家は全く軍國化したのである。英國の如き此主義を採用して居ない國家に於てさへ、實質に於ては同様であつて、英國皇帝は今回の歐洲大戰の如き有事の際には、其國務大臣を通じて全國の男子を動員するの權利を保留して居るのである。そこで近世國家の基礎たる軍國主義は、十六世紀の宗教的軋轢の激烈であつた時代に於ては宗教の爲に動き、十七、八世紀の重商主義の盛に唱道せられたる時代に於ては商業の爲に動き、⁽²⁾更に下つて十九世紀の資本主義的大

工業組織の採用せられた時代に於ては海外投資、製造品の販路、又は原料の供給地たる農業的植民地の獲得の爲に動いたのである。千九百十四年から十八年に亘つた世界的戦争を勃發せしめたる獨逸帝國は其典型である。だから春秋の筆法を藉りて去へば、獨逸帝國を滅したるものは其最も強大にして最も組織的なる軍國主義であつたのである。處が戦後、世界の各國は此點に於て漸く覺醒するに至つた。其結果、國際聯盟に於て軍備の一般的縮小を考究することと爲り⁽²⁰⁾、又國際聯盟と併行して米國大統領ハーディングに依つて招請せられた所の華盛頓會議に於て、海軍々備縮小に關する條約が締結せられて、其一半を實現することと爲つたのである⁽²¹⁾。

(18) Jenks, E., *History of Politics* (4. ed, 1906), chap. viii.

(19) Coulanges, F. de, *L'Invasion Germanique*, pp. 297-299.

(20) Jenks, E., *Law and Politics in the Middle Ages*, p. 86.

(21) 我國に於ても亦、大に之に類似して居るものがある。我國の紀元が果して西曆紀元何年に相當して居るか云ふことは歴史家の間に於て議論の存する所であるが、それは兎も角もさして、大和民族が初めて來往したる當時に於ては、丁度チヌートノ民族の様に彼等も亦若干の氏族から成つて居る所の戰隊——或學者は之を以て

血族的團體より成る一小戦艦隊とさへ看做して居る(福田徳三、日本經濟史論、坂西由
藏譯、十六頁)であつた。就中、天皇氏に他の氏族に比して最も重要な地位を占め
而して征服と共に、殊に之が結果たる廣大なる土地の獲得と共に益々其權力を擴張
して、終に天皇氏の主長たる天皇がフランク王の如くに國王と爲るに至つたのであ
る。尙ほ此事に就いては後に詳説することにせう。

(22) Seeley, J. R., *Expansion of England*, let. vi.

(23) *The Covenant of the League of Nations*, Arts. 8, 9.

(24) *Treaty between the Five Powers concerning the Limitation of Naval Armament*, signed at Washington, Feb.
6, 1922.

次に近世國家の概念が民族的であると云ふことであるが、是も亦チートン民族
の種族的或は氏族的觀念から發達して來たのである⁽²²⁾。勿論、古代希臘の都市國家、
及び羅馬の「世界的帝國」も亦種族的或は氏族的觀念から發達したるものであるけ
れども、希臘及び羅馬に於ては種族又は氏族の合同が或は個々獨立したる所の都
市を形成し、或は有力なる一都市の覇權の下に糾合せられた所の都市的色彩を有
する「世界的帝國」を建設したのである。孰れにしても都市的觀念を全然脱せな
かつた。之に反してチートン民族に於ては、種族的或は氏族的觀念は希臘の如き都
市國家をも完成せなければ、又中途から變形して羅馬の如き都市的「世界的帝國」を

も建設せないので、地方的に依然として彼等の胸底深く潜在して終に民族なるものを形成したのである。即ち彼等の間に於ける種族或は氏族の合同は、都市又は都市の集合に依て到底到達することの出来ない民族的階段に到達したのである。蓋し紀元三世紀頃からチュートン民族間に於て、種族或は氏族の合同が行はれた⁽²⁰⁾。あのフランク族、サクソン族及びアラマン族の如きは、何れも皆此等の種族的或は氏族の合同であつたのである。而も此等の種族的或は氏族の合同が何れも皆戦隊であつたと云ふとは、近世民族的國家の發達に於て特に注意すべきことである。斯の如くにして從來の種族的生長たる *aldorman* に代て、此等の種族的或は氏族の合同の統帥者たる *heretoga* なるものが現はれた。更に此 *heretoga* が征服及び合併に依て廣大なる土地を獲得するに及んで、將來民族的生活の核心たるべき國王 (*king*) と爲つたのである。而して領土に對して所有權の觀念が適用せられると共に國王の地位は世襲的と爲て、茲に王朝 (*monarchy*) なるものが生じたのである。だからチュートン民族が種族的階段から民族的階段に到達するに至るまで、一時、公共團體即ち國家の概念は王朝であつた。之はルイ十四世が「朕ハ國家ナリ」(*L'Etat, cest moi*) と傲語したことに據つても明白なる所である。從て當時、民族なるものは單に王

朝の利害關係に依て自由に分割併合せられたのである。勿論、斯の如き、民族の混交は言葉の混交を來し、而して終に近世佛蘭西に於て見るが如き最も複雑したる民族的融合を齎したのであるけれども、それには十八世紀の末葉に於て勃發した所の佛蘭西革命が大なる決定的影響を及したのである。此革命に依つて從來の世襲的王朝の基礎が動搖して、茲に初めて近世民族的國家の萌芽を見るに至つたのである。即ち民族或は種族よりも一層廣汎なる所の民族を以て政治的團體を組織せんとする運動——私共は之を民族主義(Nationalism)と謂ふ——は此佛蘭西革命に發して十九世紀に於ける政治的運動の一大原因と爲つたのである。諺に、火ハ波斯人ノ間ニモ亦燃ユとあるが、一度佛蘭西革命に發した所の、熾烈なる民族主義は終に歐洲大陸を席捲した。伊太利の統一、及び獨逸帝國の建設は其結果であつた。而して匈牙利及び愛耳蘭に於ける民族的運動、更に最近に於て、汎スラヴ主義(Pan-Slavism)汎獨逸主義(Pan-Germanism)及び伊太利のイルレデンチズム(Irredentism)等、何れも皆、將來民族的國家を建設せんとする所の前影であつたのである。乍併、此等の民族的運動は決して順調に進捗せなかつた。蓋し佛蘭西革命に依つて初めて擡頭して來た所の民族主義は先づ第一に維納會議に於て反動的、王朝的勢力

の爲に殆ど蹂躪せられたのである。以來一世紀に亘りたる歐洲大陸に於ける民族的動搖こそ、如何に不自然に各民族が維納會議に參集した所の帝王及び外交家に依て取り扱はれたるかを證明するものである。のみならず、斯の如き試練の下に於て、民族主義は更に十九世紀の後半期に於て勃興した所の資本主義的帝國主義の爲に籠絡せられた。そこで民族主義はウヰルズが言つた様に、誇大妄想的民族主義 (jingoistic nationalism)⁽⁹⁾ と爲つたのである。それは決して他の民族を顧慮せない。而して之を支持する者は軍閥及び官僚、資本家及び企業家であつて、社會の大多數を占めて居る所の勞働者階級は常に之に反對したのである。千九百十四年の悲劇は實に斯の如き誇大妄想的なる民族主義の軋轢の結果であつた。それは偶、汎スラヴ主義と汎獨逸主義との出會點たる巴爾幹に於て勃發したのである。そこで、巴里平和會議に於て米國前大統領ウヰルズンは此時代の癌腫を根治せんとして、國際聯盟と云ふメスを以て之に臨んだのである。勿論、其効果に就いては未だ不十分なるものがあるが、乍併、國際聯盟が聯盟規約に依つて兎に角具體化しんと云ふことだけは、政治的團體としての民族の共存に取つて新時代を劃するに足るのである⁽¹⁰⁾。斯の如くにして近世民族的國家は巴里平和會議を出發點として

漸く其正路に就いたのである。

- (25) Freeman, E. A., *Comparative Politics*, lect. iii.
(26) Zensus, K., *Die Deutschen und die Nacharstämme*, S. 303; Jenks, E., *Law and Politics in the Middle Ages*, pp. 73, 74.

(27) 愛耳蘭の政治上、社會上及び文學上に於ける各種の民族的運動は千九百五年に統一せられてシム、フヘイン運動、*Shan Fein Movement*、を爲つた。「シム、フヘイン」*Shan Fein*とは「我等自身」の意味である。而して此運動はアーサー、グリフィスの匈牙利に於ける民族的運動に關する研究に依つて多大の感化を被つたのである。グリフィスは、如何なる政策に依つて匈牙利が奥地利から其自由を勝ち得たるかを研究して、而して愛耳蘭の民族的運動をして、破壞的でなく而も建設的に、其目的を達成せしめんとした (*O' Hegarty, P. S., Shan Fein*)。是は千九百二十一年の下半年に於ける英蘭交渉に際して彼の執りたる態度に據つても亦最も明白なる所である。「The policy of Shan Fein purposes to bring Ireland out of the corner and make her assert her existence to the world. I have spoken of an essential; but the basis of the policy is national self-reliance. No law and no rights of laws can make a Nation out of a People which distrusts itself」——Arthur Griffith (1906).

- (28) Wells, H. G., *The Outline of History*, bk. viii, chap. XL, § 4.
(29) Ojjenheim, L., *International Law*, Vol. I, (3ed., 1920), § 167 C.

之を要するに、近世の民族的、武斷的、及び地方的或は領土的國家は全くチエートン民族の移動——所謂 *Völkerwanderung*——の當時に於て行はれた所の種族的或は氏

族的合同より成りたる戦隊から發して、封建時代及び王朝時代を経て今日に至つたのである。而も封建制度は近世國家の發達に向つて國王及び領土の觀念を與へたのであるけれども、其根柢に於ては依然として民族的或は種族的觀念を失はなかつた。だから、血族的關係よりも寧ろ個人的能力を尊重する所の近世國家の發達するに従つて、曩に貢獻したる封建制度は今や大なる障礙と爲つたのである。英蘭を除くの外、歐洲諸國——殊に獨逸、蘇格蘭及び佛蘭西に於ては、之が爲に近世國家の發達は極めて遅々たるものがあつた。佛蘭西の如きは中世期の末葉、否、舊制度(lancien régime)の瓦解に至るまでも、猶ほ歐洲に於て最も非統一的なる國家の一であつたのである⁽³⁰⁾。佛蘭西がルイ十一世の時代に於て既に統一的國家の好個の典型であつたと云はれて居るが、それは單に中央集權的であつて、而も統一的ではなかつた。中央集權と統一とは別個の問題である。既に述べた様に、西洋諸國が東洋諸國よりも後れて近世國家の地方的或は領土的觀念に到達したる所以も亦、全く封建制度が此等の諸國に於て鞏固なる地盤を有して頑強に近世國家に對する障礙と爲つたからである。而して封建制度——即ち民族的或は種族的觀念を打破して、將來、政治的團體の基礎たるべき民族的統一の觀念を助長したるものは

王朝であつた。蓋し王朝は封建制度と全然其根柢を異にするものであつて、寧ろ近世民族的國家の前提として、否其の核心として現はれたのである。乍併、王朝が強大なる兵力を擁して隆盛を極めたる結果、發達した所の所謂「大國主義」(Great Power system)は、資本主義的經濟組織に依つて喚起せられたる資本主義的帝國主義と共に、前に其統一を助長した所の民族其者を犠牲に供するに至つた。だから眞の民族的國家は是非とも自由——民主主義に依らなければならぬのである⁽³²⁾。歐洲大戰後、世界の各國は漸く此點に於て覺醒した。即ち彼等は帝國主義に對して自由主義を、又專制政治に對して民主政治を高調せしめて、以て眞の民族的國家の建設、及び民族共存と云ふ理想の實現に努力したのである。

(30) Jenks, E., *Law and Politics in the Middle Ages*, p. 98.

(31) "If [mode n imperialism] will only come to an end when the intercourse of Nations and peoples through embassies and foreign offices is replaced by an assembly of elected representatives in direct touch with their peoples," — Wells, H. G., *The Outline of History*, bk. viii, chap. XL, § 4.

兎に角、歐洲に於ける近世國家の發達は斯の如く非常に困難なるものであつた。今日、私共が伊太利語の *Stato*、英語の *State*、佛蘭西語の *État* 及び獨逸語の *Staat* に就いて見ても、之を知ることが出来るのである⁽³³⁾。此等の言葉は一も、今日私共が近世國

家に對して有する所の概念を表示して居ない。蓋し此等の言葉が羅典語の *status* に由來するものであつて、羅典語の *status* とは元來、地位或は状態を意味するに過ぎないのである。従つて紀元五世紀頃の羅馬人に於てさへ、公共團體即ち國家を意味する場合には特に *status rei publicae* なる文句を用ゐたのである。然るに、チュートン民族が唯、*status* なる言葉のみを借用したと云ふ事實は、彼等が當時、明確に其意味を了解して居なかつたことを證明するものであらう。或は又、最初に此言葉を借用のたる伊太利人は當時の混沌たる伊太利の政治的生活に鑑みて、王國であれ共和國であれ、大國であれ小國であれ、又都市國家であれ地方的國家であれ、兎に角政治的地位、即ち權力及び之に對する服從の關係に在る状態を意味するものとして、*lo stato* と云ふ「全く無色ナル言葉」(*ein ganz farbloser Terminus*)⁽²⁾を用ゐたのかも知れない。それが十六、七世紀の頃に至つて、英、佛、獨の諸國に於て夫々 *state*, *stat* 及び *stat* なる言葉が現はれたのである。孰れにしても此等の言葉其者に於ては何等近世國家の概念を表示して居ない。否、それだけ近世民族的國家の發達が複雑を極めたのである。

(2) Nys, *L'Etat et la Nation de l'Etat*, *Revue de Droit international (Igor)*, pp. 420 ff.
(3) Jellinek, G., *Das Recht des modernen Staates*, Bd. I, (2. Aufl.), Kap. V, S. 126.